

第3号様式

指定緊急避難場所（津波避難ビル）指定承諾書（民間施設等）

年 月 日

（宛先）名古屋市長

承諾者（署名又は記名等）

住所

氏名

電話番号

私が所有（管理）する次の施設について、指定緊急避難場所として指定されることを承諾します。

施設名称			
施設との関係	所有者	管理者	占有者 その他（ ）
所在地 （学区）	（ 学区）		
基準水位	m	※建物所在位置の最大値	
構造等	造	階建	用途（住宅・事務所）
延べ床面積	m <sup>2</sup>		
工事着手年月日 （建築年）	工事着手	昭和56年6月1日以降	適・否
	（建築年	年）	
耐震診断の評価	（※昭和56年6月以前に着工した建物のみ回答）		
外階段等の有無	有	・	無
夜間・休日 の体制	施錠の有無	有	・ 無
	鍵の所有者 ※施錠有の場合	区政協力委員 ・ 近隣の協力者 ・ 警備会社 ・ 区役所 その他（ ）	
<b>【使用範囲】</b>			
避難スペース ※スペースごとに面積も記載			
収容人数	※1 m <sup>2</sup> あたり1人で算定		
避難経路			
入口			
<b>【指定避難施設の指定】</b> （津波防災地域づくりに関する法律 第56条）			
指定の承諾	する	・	しない

（添付文書（※必要に応じて添付））

- 1 建物平面図（避難場所及び避難経路を図示したもの）
- 2 建物立面図（各階層の床高が確認出来るもの）

※必要に応じて本承諾書の写しを地域住民の代表者に提供します。

なお、指定緊急避難場所として指定するにあたっての取り決めは、下記のとおりとします。

## 記

### (目的)

第1条 この承諾書は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、名古屋市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のために、上記に掲げる施設（以下、「施設」という。）を指定緊急避難場所として指定し、一時的な避難のために使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用用途)

第2条 この承諾書による施設使用用途は、津波からの一時的な避難とする。

### (施設の使用)

第3条 承諾者は、施設を公共福祉の立場から前条に規定する用途に使用させるものとする。

### (施設の変更)

第4条 承諾者は、施設名称の変更、施設面積の変更等、施設に何らかの変更が生じる場合には、〇〇区役所総務課に報告するものとする。ただし、当該指定緊急避難場所を廃止する場合、指定緊急避難場所の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更が生じる場合等、重要な変更を行う場合は、所定の様式により〇〇区役所総務課に届け出なければならない。

### (使用期間)

第5条 使用期間は、津波警報、大津波警報が発表されている間、又は名古屋市長が必要と認める間とする。

### (費用負担)

第6条 施設の使用料は無料とする。

また、施設が第2条に規定する用途に使用された場合に係る費用については、名古屋市が負担するものとし、その金額等については、承諾者と名古屋市が協議の上決定するものとする。

### (施設・備品の破損時等の対応)

第7条 施設が、第2条に規定する用途に使用された場合の施設の破損については、名古屋市が復旧に係る費用を負担するものとする。

### (事故の対応)

第8条 施設が、第2条に規定する用途に使用された場合の避難者の事故については、名古屋市の責任により解決するものとする。

### (津波避難ビルの表示及び公開)

第9条 名古屋市は、施設を指定緊急避難場所に指定したときは、施設の市民から見やすい箇所に、「津波避難ビル」の表示をするとともに、市ウェブサイト等を用いて市民に対して周知するものとする。

### (施設の解錠)

第10条 施錠されている施設の解錠については、名古屋市と承諾者等（必要に応じて地域住民の代表者）があらかじめ協議しておくものとする。

### (津波避難訓練への協力)

第11条 指定避難施設として指定する場合にあっては、名古屋市から津波に係る避難訓練への協力要請を受けた時は、これに協力するものとする。

### (協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、承諾者と名古屋市が協議して定めるものとする。